残骨灰の取扱いについて

ご遺族の方が収骨し、その残余の焼骨ならびに棺の釘や棺台車保護剤等は残骨灰として扱われております。

当斎場組合では、この残骨灰の分別処理業務を業者委託し、適切且つ安全に処理された残骨は、石川県の寺院へ埋葬し、毎年法要を営み丁重にご供養申し上げております。

また、この残骨灰には、金・銀・パラジウム等の有価金属が含まれている場合があり、これまで残骨灰処理業務の委託業者の収益となっておりましたが、収益の一部については、メモリアルトネをご利用されるご遺族の方に安らぎと追想の時をお過ごしいただくための尊い財源として大切に活用させていただいております。

「残骨灰」とは

1) 火葬後にご遺族の方が収骨し、その残余の焼骨ならびに棺の釘や台車保護剤などを総称して呼ばれています。
2) その中には、ダイオキシン類や六価クロムなどの有害物質が含まれているほか、歯科診療などに使用される貴金属（有価物）も含まれ、残骨灰には「ご遺骨」や「有害物質」「有価物」が混在している非常に繊細で複雑な存在です。

※ 残骨灰の所有権については、収骨前は遺族にあるものの、収骨後は市町村に移るとされています。【大審院（現在の最高裁判所）判決（1939（昭和 14）年】

※ 火葬場から排出される灰については、宗教的感情の対象として取り扱われる限りにおいて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物」に該当しないとされています。【厚生労働省送付文（平成 22 年 7 月 29 日）】

つまり、残骨灰は、廃掃法の対象ではなく、厚労省の通達内容によれば、「宗教的感情の対象として取扱うか否か」は、地方自治体ごとの責任と判断に委ねられているところでございます。

令和５年１月 17 日
広域利根斎場組合